

【事業者への請求額】

(単位：円)

請求相手	件数 ^(※2)	請求額(元本) ^(※2)
事業者 23 社 ^(※1)	52	866,681,921

※1 公正取引委員会が談合の関与を認定した 23 社から倒産した 2 社を除き、これらの事業者から事業譲受した 2 社を含めたもの。

※2 件数及び請求額(元本)は、受注工事ベース。

【個人への請求額】

(単位：円)

請求相手	件数	請求額(元本)
元国土地理院長	3	88,898,417
元技監	6	86,465,254
元本省総合政策局建設施工企画課課長補佐	19	259,176,828
元近畿地方整備局道路部機械施工管理官 ^(※)	8	198,716,217
元東北地方建設局道路部機械課長	8	153,111,994
合計	44	786,368,710

※本人が死亡しているため、相続人に対する請求金額の合計を表示。

(参考)

【経緯】

平成19年	1月11日	国土交通省が入札談合防止対策検討委員会を設置
	3月8日	公正取引委員会が15社 ^{※1} に対し排除措置命令
		公正取引委員会が14社 ^{※2} に対し課徴金納付命令
		公正取引委員会が国土交通省に対し改善措置要求及び要請
	3月9日	国土交通省が20社 ^{※3} に対し指名停止措置
	6月15日	入札談合防止対策検討委員会が報告書を取りまとめ
	6月18日	国土交通省が公正取引委員会に対し改善措置内容を報告
7月10日	国土交通省が11社に対し違約金を請求(以後工事竣工後に順次請求)	
平成22年	1月4日	国土交通省が企業23社及び元職員5名に対し損害賠償金を順次請求
	1月29日	国土交通省が官製談合防止法第4条第1項及び第2項に基づく調査結果を公表

- ※1 国土交通省各地方整備局発注の特定ダム用水門設備工事に係る談合事案他3事案に関し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた企業の実数。
- ※2 国土交通省各地方整備局発注の特定ダム用水門設備工事に係る談合事案他3事案に関し、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた企業の実数。
- ※3 公正取引委員会が談合の関与を認定した23社から倒産した2社及び競争参加資格の登録がなかった1社を除いたもの。